

平成26年9月26日

# 教育委員会第9回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第9回定例会記録

◇開会年月日 平成26年9月26日（金曜日） 午後 1時30分開会  
午後 2時40分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員 5名

委員 長	阿部 邦英 君	委員 (委員長職務代行者)	津嶋 ユウ 君
委員	今井 多貴子 君	委員	窪木 好文 君
教育 長	境 直彦 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局 長	木村 和雄 君	事務局 次長	草刈 敏雄 君
事務局 次長 (震災復興 担当)	太田 敏彦 君	教育総務課 長	末永 秀夫 君
学校教育課 長	今泉 良正 君	学校安全 推進課 長	穴戸 健悦 君
学校管理課 長	佐々木 正文 君	生涯学習課 長兼 複合文化施設 開設準備室 長	佐藤 徳郎 君
体育振興課 長	橋本 淳 君	学校施設 整備室 長	柏 春雄 君
桜坂高等学校 開設準備室 長補佐	高橋 正能 君		

◇書 記

教育総務課 課 長 補佐	石井 透公 君	教育総務課 幹 事 補佐	吉田 直也 君
教育総務 課 長	横山 貴光 君	教育総務 課 長	阿部 恭子 君

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・子ども・子育て支援新制度について
- ・石巻市立桜坂高等学校開設に係る事業の進捗状況について

#### 報告事項

##### 報告第8号 専決処分の報告について

専決第12号 石巻市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

専決第13号 石巻市立こども園条例

専決第14号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

専決第15号 平成26年度石巻市一般会計補正予算（第7号）

（教育委員会の事務に係る部分）

#### 審議事項

第42号議案 職員の人事について ※追加議案

#### その他

午後 1時30分開会

○委員長（阿部邦英君） ただいまから平成26年第9回定例会を開会いたします。  
本日の会議ですが、欠席委員はございません。

---

#### 会議録署名委員の指名

○委員長（阿部邦英君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。  
本日の会議録署名委員は今井委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

---

#### 教育長報告

○委員長（阿部邦英君） それでは、本日の案件に入ります。  
本日の案件は、一般事務報告が3件、報告事項の専決処分の報告が4件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

教育長報告について、教育長から報告をお願いいたします。

○教育長（堤 直彦君） それでは報告いたします。

今月4日から開会しておりました石巻市議会第3回定例会における内容について、報告いたします。

条例の改正及び一般会計補正予算等につきましては、この後の報告事項で行います。

私からは環境教育委員会並びに一般質問での答弁内容についてお話しいたします。

環境教育委員会では、平成25年度の決算認定に係る内容と、条例及び一般会計補正予算の審議でありました。

環境教育委員会での現地視察は、市民球場スコアボード改修事業と渡波小学校災害復旧事業、及び太陽光発電設備整備事業を視察していただきました。

書面審査での主な答弁内容ですが、奨学金貸与事業で、平成25年度の滞納額が4,900万円と年々増加しているが、どのような滞納対策を講じているかとの質疑があり、個別に連絡し、状況を確認していると答弁しております。また、利用者の減少について質疑があり、奨学金制度にさまざまなものがあり、震災後は給付型が創設されたこともあり減っている大きな要因となっていると答弁しております。

いじめ、生徒指導問題対策費で、ネット上のいじめなど、表面に出てこない状況の把握方法

について質疑があり、状況把握は難しいが、生徒への定期的な調査や教師による観察等で情報収集に努めている旨、答弁しております。

次に条例関係では、石巻市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例で、いじめの防止基本方針についての質疑があり、本年3月に制定した方針の趣旨を説明しております。その後、環境教育委員会に付託された議案は、決算の認定を初め、全て議決されました。なお、昨日の本会議で平成25年度石巻市一般会計及び各種特別会計決算が認定されております。

次に、18日から4日間で行われました一般質問は、19人のうち、教育関係は9人からありました。主な内容ですが、教育委員会制度改革について、いじめ防止対策の推進について、追波川河川運動公園陸上競技場について、不登校児童生徒及び保護者への対応について、小中一貫教育への取り組みについて、蛇田中学校体育館の補修について、通学路の安全確保について、今回は市道石井閘門水押堤防線、須江欠地区の通学路に関するご質問でありました。また、立志式の意義と健全な教育について、歴史的建造物の保存に向けた取り組みについて、大川小学校問題のその後の経過と対応についてなどの質問がありました。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しましてご質問等ありましたら、お願いします。  
(発言する者なし)

---

### 子ども・子育て支援新制度について

○委員長（阿部邦英君） なければ次に入ります。子ども・子育て支援新制度について、教育総務課長からお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、子ども・子育て支援新制度についてご説明申し上げます。資料の1ページをごらん願います。

まず、子ども・子育て支援新制度の設立の経緯についてでございますが、平成24年8月に子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、子ども・子育て支援法と関連する法律、子ども・子育て関連三法が成立いたしました。この制度は、消費税の引き上げを含む税と社会保障の一体改革の一部として設立したものでございます。今回の新制度の大きな柱の一つに、消費税の引き上げにより確保される0.7兆円を恒久的な安定財源として、幼稚園、保育所、小規模保育など、さまざまな教育、保育、子育て支援を安定的に行っていく、そして財政支援の仕組みを共通化するということがあります。

主な取り組みといたしましては、保護者の就労状況にかかわらず利用できる幼稚園と保育所

の両方のよさを持った施設である認定こども園を普及していくことを目指しています。また、市町村が実施主体となり、平成27年度を開始年度とする5カ年の計画を策定して、教育、保育、子育て支援事業を計画的に実施していくこととなります。その中で保育の需要に応じた保育料の拡充や質の向上、地域における子育て支援の充実など、地域の実情に応じた幼児期の学校教育、保育、子育て支援について事業を展開していくこととなります。

次に3ページ及び4ページをごらん願います。

新制度では、幼稚園、保育所に加えて、認定こども園の普及や少人数の子どもを預かる地域型保育などを新設し、子育て支援の量を拡充していくことを目指しています。また、幼稚園や保育所などの職員配置を処遇の改善を図るなど、子どもたちがより豊かに育っていけるよう、質の向上も目指します。

それでは、新制度において利用する保護者の方にとって、何が変わるのかを説明いたしますので、11ページをごらん願います。

保護者の方は居住地の市町村において、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設を利用する場合には、3つの区分に応じた認定を受けていただくことになります。3つの認定区分については、12ページの右上の欄をごらん願います。

1号認定は満3歳以上で、幼稚園や認定こども園で教育を希望されるお子さん。2号認定は、満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育所や認定こども園での保育を希望されるお子さん。3号認定は、満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望されるお子さんになります。この3つの認定区分に応じて利用できる施設が異なってくるようになります。

石巻市の幼稚園におきましては、満4歳及び満5歳のお子さんを入園資格としていますことから、幼稚園の利用を希望するお子さんにつきましては、全て1号認定を受けることとなります。また、例えば、共稼ぎの家庭などで保育の必要な事由に該当するような場合についても、保育認定を必ず受けなければならないものではなく、教育を希望する場合には1号認定を申請し、幼稚園を利用することができます。なお、保育認定に当たっての保育の必要な事由などについては13ページに記載されております。

次に、新制度における園児募集と利用手続についてご説明いたしますので、11ページにお戻りいただき、中段の利用の流れをごらん願います。

幼稚園の利用を希望するお子さんの場合についてでございますが、これまで幼稚園の利用を希望する場合は、幼稚園を通じて入園の手続を行ってまいりました。新制度においては、認定の申

請と募集をあわせて行うことになり、各幼稚園は保護者の方から提出された認定申請書を取りまとめ、市でその申請書に基づいて認定区分を決定します。そして、入園決定時期に合わせて幼稚園を通じて、認定書を交付することになります。

また、認定こども園の利用を希望するお子さんの場合ですが、認定こども園では1号認定、2号認定、3号認定、それぞれのお子さんを受け入れることができますので、満3歳以上のお子さんの場合は、教育を希望するのか、それとも保育を希望するのかを選択することとなります。

次に11ページ左下の保育料についてでございますが、新制度における保育料につきましては、保護者の所得に応じて国が定める基準を上限として、市町村が地域の実情に応じて定める額となります。

国が定める基準については、現在の私立幼稚園における利用者負担の水準をベースとして、市町村民税額をもとに5つの所得階層に区分した基準が示されており、これは私立の施設の基準について設定するものと国では説明しております。私立の幼稚園については、新制度が開始する平成27年度から新制度の枠組みの中で運営していくのか、これまでどおり独立して運営していくのか選択することができる仕組みとなっております。仮に新制度に移行する場合は、これまで定額で設定していた保育料が、市町村が定める所得階層別の保育料を利用者の方に負担してもらわなければなりません。

一方、公立幼稚園の保育料については、現在の保育料の負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランスを考慮して、設置者であり財源負担者の市町村において判断すべきものとの説明を受けております。

そうした中で、公立幼稚園の保育料について、現行どおり定額とするのか所得階層別とするのか検討いたしました。結論といたしましては、市が私立の幼稚園に対して新制度の枠組みの中に入るかどうかの意向調査をした際に、全ての園が現行どおりの運営をしていくとの回答があり、私立幼稚園については、現状と何も変わらないことや、石巻市においては、平成17年の合併により、保育料を現行の月額9,000円に統一してきた経緯、私立幼稚園と公立幼稚園の保育料の差については、就園奨励費の補助や低所得世帯を対象とした減免の取り扱いにより差額を少なくするために取り組んできていること、また、所得階層が高い世帯については保育料の負担がふえることが想定されることなどを踏まえ、来年度については、現行のとおり月額9,000円とすることと判断いたしました。なお、新制度に移行した後、私立幼稚園の新制度への移行状況などを考慮しながら、今後、所得階層別とするか定額のまま行くのか、検討してい

くこととしております。

また、湊こども園については、保育認定となる2号認定、3号認定のお子さんとの調整がありますことから、現在検討中でございます。

次に、子育て支援事業についてご説明いたしますので、9ページにお戻り願います。

新制度においては、事業計画に基づき、各種子育て支援事業を実施していくこととなります。幼稚園では、現在在園児を対象に教育時間終了後の預かり保育を桃生幼稚園において実施しておりますが、新制度においては、この預かり保育が1号認定のお子さんを対象とした幼稚園型の一時預かり事業として実施していくこととなります。また湊こども園の1号認定のお子さんを対象とした一時預かりについてもこの事業に位置づけされます。

次に、資料2をごらん願います。

これは認定こども園の類型について説明した資料となります。認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。ここでは、湊こども園の類型である幼保連携型認定こども園についてご説明いたします。

幼保連携型の認定こども園は、幼稚園の機能と保育所の機能をあわせ持ち、また、子育て支援事業を地域に向けて広く実施する施設となります。認定こども園の制度は既に平成18年からスタートしておりますが、現在の制度では幼稚園の認可と保育所の認可を受けた施設が一体的に認定こども園として運営していく宮城県の認定を受けた施設となります。これは、それぞれの部分が独立の基準を満たして運営し、それぞれの指導監督を受け、別々の仕組みの財政支援を受けることになっており、二重行政の問題点などが指摘されておりました。

新制度では、これをよりわかりやすくするため、幼保連携型認定こども園の施設の体系が改正されました。主な改正点といたしましては、幼稚園と保育所の壁を取り払い、1つの認可施設として位置づけされました。その際、これまで学校教育法と児童福祉法に位置づけされていたものが認定こども園法に基づく学校と児童福祉施設としての法律的な位置づけをあわせ持つ単一の認可を受けた施設となり、指導監督や財政支援も一本化されております。また、教育委員会の関与についてでございますが、現在、公立幼稚園は全て教育委員会が所管していますが、新たな幼保連携型認定こども園については、市長の所管となりますが、教育課程の策定など教育委員会の権限に密接に関連するものの実施に当たっては、市長は教育委員会の意見を聞かなければならないなど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されております。また、幼稚園教育との整合性や、小学校教育との円滑な接続など、質の高い学校教育を確保するため、教育委員会としても一定の関与を行うことが求められます。

次に、幼保連携型認定こども園の認可基準についてでございますが、裏面の設置パターン別の基準の表をごらん願います。

新たに幼保連携型認定こども園を設置する場合は、幼稚園の基準と保育所の基準の高いほうを水準として引き継ぐこととされております。特に幼保連携型認定こども園で保育と教育を担う職員は、幼稚園教諭の免許と保育士資格の両方を有する保育教諭と呼ばれる方が配置されます。ただし、新制度の施行日から5年間はいずれかの免許・資格の保有のみであっても保育教諭となることのできる特例や、免許と資格の併有を促進するため、これまでの保育所や幼稚園での勤務経験を評価し、保有していないほうの免許・資格を取得するに当たっての特例も設けられております。

以上で一般事務報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対してご質問等ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） それでは、なければ次に入ります。

---

#### 石巻市立桜坂高等学校開設に係る事業の進捗状況について

○委員長（阿部邦英君） 石巻市立桜坂高等学校開設に係る事業の進捗状況について、桜坂高等学校開設準備室長及び学校管理課長から報告をお願いいたします。

○桜坂高等学校開設準備室長補佐（高橋正能君） それでは、石巻市立桜坂高等学校開設に係る事業の進捗状況についてご説明を申し上げますので、表紙番号2の一般事務報告資料をごらんください。

初めに、ソフト事業について、桜坂高等学校開設準備室からご説明いたします。

平成25年度の事業におきましては、魅力ある学校づくりを進めるため、両校の教員を中心としたプロジェクト委員会を設置して、先進校視察や、講演会の実施、さらに専門的なアドバイザーを活用しながら、教育課程に反映すべく、調査研究を進めてまいりました。また、統合準備委員会等では、平成27年度入学者選抜実施方法や、校章、それからコース名、制服、運動着について協議し決定しております。校歌については、資料2に記載のとおり、作詞作曲を依頼中であり、年度内に完成し決定する予定であります。

次に、平成26年度の事業についてご説明いたします。あわせて、学校案内のパンフレットをごらん願います。

桜坂高等学校の校訓につきましては、「英知精励和敬」と決定いたしました。教育目標については、資料に記載のとおり、「豊かな人間性や品性をもち、自立して生きる、社会の有為な形成者となる人材を育成する」「郷土の自然や文化を愛し、協同の精神をもった、地域社会に貢献する社会人を育成する」「心身ともに健康で、夢と希望をもち、その実現に努力する人間を育成する」以上のとおり決定いたしました。

教育課程につきましては、学校案内パンフレットに記載のとおり、学励探求コース、キャリア探求コース、ともに32単位といたしております。現行よりも2単位増加することとなりまして、火曜日と木曜日の週2日は7時間授業となります。

次に部活動につきましては、両校の現行の部を全て引き継ぎまして存続する予定であります。

学校行事につきましても、両校の現行の行事を桜坂高校に引き継ぐ方向で現在検討中でございます。

学校運営にかかわる詳細の調整作業については、両校の教員が8つの部会に分かれて、資料に記載の項目について、すり合わせの作業を進めております。

広報活動につきましては、各中学校で実施される進路関係行事において、学校側からの依頼に基づきまして訪問し、桜坂高校についてのPR説明を行っているほか、石巻市管内の中学校全24校と石巻管外の在校生出身中学校の7校へ直接訪問いたしまして、桜坂高校のPR活動を実施してまいりました。

また、7月6日には石巻専修大学で石巻地区の公立高等学校の合同説明会が開催されたほか、7月12日には石巻市総合体育館におきまして桜坂高校の学校説明会と講演会を開催しております。

以上、平成26年度につきましては、今後も桜坂高等学校の魅力をつくるため研究を重ね、PR活動を進めていくほか、作業部会を中心とした学校運営に係る調整作業を鋭意進めてまいりたいと考えております。

なお、統合に伴う2校の閉校式につきましては、県立高校における統合の状況や、両校の同窓会への配慮などから閉校という言葉は使用せず、校旗降納式として開催したいと考えております。実施日については、平成27年3月21日の午前と午後に分けて両校で開催する予定で、現在、日程を調整中でございます。

また桜坂高等学校の開校式につきましては、平成27年4月8日開催の予定で準備を進めてございます。

ソフト事業については以上のとおりでございます。

○委員長（阿部邦英君） では、学校管理課長、お願いします。

○学校管理課長（佐々木正文君） それでは私からは、ハード事業分でございます。3点ほどご説明申し上げます。

まず1点目の現在進めている工事の進捗状況についてでございますが、既存校舎については耐震補強と校舎内の改造でございますが、耐震についてはほぼ完了し、内部の改造中でございます。

次の増築校舎については、調理室などの特別教室等でございますが、現在建築の基礎工事中でございます。屋内運動場につきましては、立ち上げが終了いたしまして、現在、内外装の仕上げ中でございます。

進捗状況については、いずれもほぼ予定どおりでございますが、今年度内に完成する見込みでございます。

次に2番目の平成27年度の工事についてでございますが、建物以外の校庭に建設している2校の仮設校舎につきましては、解体に4から5カ月程度を要します。また、校庭や外構の工事については、平成27年度の夏休み以降の着工予定でございます。

完成時期でございますが、今のところ、来年度の2学期末ごろになる予定でございます。

それから、3点目の最後の旧門脇小学校の校庭の使用期限についてでございますが、このことについては、校庭の工事が完工するまで使用を延長したいという計画でございます。なお、屋内運動場につきましては、平成26年度をもって今のところ閉鎖する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しましてご質問ありましたらお願いします。

津嶋委員。

○委員（津嶋ユウ君） いよいよ桜坂高校の来年度4月開設に向けての事業が着々と進んでいるんだなということがわかって、大変うれしく思います。かかわっている皆さん、大変なんだろうなと思いつつ、お聞きしておりました。

ソフト面のところのご説明の資料の2ページなのですが、校訓が「英知精励和敬」これはわかっているのですが、英知とは、精励とは、和敬とはということの説明として1行ぐらいずつ言葉が書いてあるんですけども、これは別にパンフレットや何かには使われていないようなのですが、今後もし、生徒たちに理解させるためとか、こういうことなんですよというのでPR活動とかに使われる、書いて貼り出したりというふうな可能性はあるのでしょうか。

例えば、英知とはというところで「すぐれた知恵。深遠な道理をさとりうるすぐれた才

知。」とありますね。この文章なんですけれども、今後、何か多くの人にPRするときに使う可能性はありますか。

○委員長（阿部邦英君） 室長補佐、お願いします。

○桜坂高等学校開設準備室長補佐（高橋正能君） この言葉自体、3つを掲げるということで校訓が決まったわけでございますけれども、具体的な内容についての生徒に対しての周知とか、それから市民の皆様への周知の方法についてはまだ決定しておりませんが、今ご提言とかご意見あったように、やはり内容がわかるような形でのそういった周知が必要であるというふうに考えておりますので、今後検討させていただきたいと思います。

○委員（津嶋ユウ君） 関連してよろしいですか。

やはり生徒たちにこの校訓をよく理解させ周知させるため、また保護者等にもわかってもらうために説明するための用語として必要なだろうと思うんですね。何か文章に書いて貼り出したり、またはこうやって印刷して配ったりする可能性も出てくるとしたら、文言とかは大変吟味されると思うんですけれども、気になったことは説明する言葉の中に平仮名が多すぎるなということです。使っていい漢字も使っていないなということ、ちょっと気にしました。英知についても、精励についても、和敬についてもですね。

私もふだん書く文章は平仮名が多くなるんですけれども、それとはまた違って、こうやって文章して出す場合は、高校生レベルでもありますし、「さとりうるすぐれた」なんていうあたりは漢字2つ使いますよね。それから、精励のところでも「つとめはげむこと」なんていうところは漢字を使っていいはずですし、和敬のところでも、「おだやかにつつしみ」とか「やわらげてうやまう」とかいうのは漢字を使っていいはずですので、訓読みの漢字として。何かそういうところまで全部平仮名にして、でも、わざわざしたというのに理由があるのかもしれないなと思ったりもしたんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） 説明をお願いします。

○桜坂高等学校開設準備室長補佐（高橋正能君） やはりおっしゃるとおり、その言葉の意味を伝えるためには、そういった漢字を使うことも説明としては大事だと思いますので、その辺の使用について、再度吟味したいと思いますので、その意向でこちらでも直したいと思いますので。

○委員（津嶋ユウ君） 検討よろしくをお願いします。

○委員長（阿部邦英君） よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長（阿部邦英君） なければ次に、報告事項に次に入ります。

---

#### 報告第8号 専決処分の報告について

○委員長（阿部邦英君） 報告第8号 専決処分の報告についての専決第12号 石巻市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例について、報告を受けたいと思います。

学校教育課長から説明をお願いいたします。

○学校教育課長（今泉良正君） それでは、報告第8号 専決処分の報告についてのうち、専決第12号 石巻市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成26年石巻市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月28日付で異議のない旨、専決処分を行いましたので報告するものでございます。なお、本条例については、9月25日付で石巻市議会第3回定例会において可決しております。本案は平成25年6月にいじめ防止対策推進法が交付され、同年9月に施行されたことにより、学校が直面しているいじめ問題に係る関係機関の連携強化、防止対策等の施策の調整、重大事案への対処等について、早急な体制づくりが求められておりますことから、新たな組織を設置し、いじめ防止等のための対策を講じるものでございます。

それでは条文に従いまして、ご説明いたしますので、表紙番号1の4ページから7ページ、あわせて、表紙番号3、条例等新旧対照表の1ページをごらん願います。

初めに、第1章は総則としまして、第1条で条例の趣旨を規定したものであります。

第2章はいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るための機関として設置する石巻市いじめ問題対策連絡協議会について規定したものであります。

第2条は設置について。

第3条では、その所掌事務について規定しております。

第4条は組織の構成等を規定しており、教育、法律、医療、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者、警察や児童相談所等の関係行政機関の代表者、または当該機関から推薦された者、市立学校長、その他教育委員会が必要と認めた者として10名以内をもって組織することといたしております。なお、第3項によって委員の守秘義務について規定しております。

第5条は委員の任期について。

第6条は会長及び副会長について。

第7条は会議について。

第8条は委任について規定しております。

次に第3章でございますが、いじめの防止等のための対策や、いじめの重大事案が発生した際の調査機関として、教育委員会に設置する石巻市いじめ問題対策調査委員会について規定しております。

第9条は設置について。

第10条では、その所掌事務について規定しております。第2号において、重大自体に係る事実関係の調査について規定しております。

第11条は組織構成について、教育、法律、医療等の専門的な知識及び経験を有する者、そのほか教育委員会が必要と認める者としております。なお第3項において、委員の守秘義務について規定しております。

第12条は任期について。

第13条は委員長及び副委員長について。

第14条は会議について、開催や決議の要件を規定しております。

第15条は委任について規定しております。

第4章は、ただいまご説明いたしました石巻市いじめ問題調査委員会の調査結果の報告を受けた市長が、その内容について必要と認める場合に、調査結果を再調査する機関として設置する石巻市いじめ問題再調査委員会について規定しております。

第16条は設置について。

第17条については所掌事務について。

第18条は任期について規定しております。

第19条は石巻市いじめ問題対策調査委員会の規定を準用し、読みかえを規定するものであります。

次に附則であります。第1項は本条例の施行期日を交付の日からとするものであります。

第2項から第4項までは最初の会議の招集について規定したものであります。

第5項は委員の報酬及び費用弁償について規定するため、石巻市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しまして、ご質疑等ございましたらお願いいた

します。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） ちょっと確認なのですが、石巻市いじめ問題対策連絡協議会委員と、いじめ問題対策調査委員会と、いじめ問題再調査委員会委員、各10名ずつ有識者の方たちから選ばれると書いていますけれども、これは全員、違う方が当たるのでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） 学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長（今泉良正君） はい、全員違う方になります。

○委員（今井多貴子君） ということは30名余りの大きな組織になっていくのですね。

○学校教育課長（今泉良正君） まずは、いじめ問題対策連絡協議会につきましては、今までありました、いじめ・生徒指導問題対策委員の方々をそのまま、この条例に基づいて設置するというものであります。あと、いじめ問題対策調査委員会につきましては、これから。

○委員（今井多貴子君） また新たに。

○学校教育課長（今泉良正君） はい。また、再調査委員会につきましては、その時に設置するというものです。

○委員（今井多貴子君） なるほど、再調査委員会については必要に応じてということですね。

○学校教育課長（今泉良正君） 再調査委員会に関しては、その事態が発生した場合にということになります。

○委員（今井多貴子君） はい、了解しました。

○委員長（阿部邦英君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） なければ次に入ります。

次に、報告第8号 専決処分の報告についての専決第13号 石巻市立こども園条例について、報告を受けたいと思います。教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、報告第8号 専決処分の報告についてのうち、専決第13号 石巻市立こども園条例についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成26年石巻市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月28日付で異議のない旨、専決処分を行いましたので、報告するものでございます。なお、本条例につきましては、9月25日付で石巻市議会第3回定例会において可決しております。

本案は、平成23年4月に開園予定であった石巻市立湊こども園が東日本大震災で被災したため、場所を移して新たに開設しようとする石巻市立湊こども園の設置、位置、入園資格、実施する事業等について定めようとするものでございます。

それでは内容についてご説明いたしますので、表紙番号1の8ページ、あわせて表紙番号3の条例等新旧対照表、2ページから3ページをごらん願います。

初めに第1条は、就学の前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、認定こども園を設置することについて定めたものでございます。

第2条は、使用する用語の意義を定めたものでございます。

第3条は、認定こども園の名称、位置、類型及び定員を定めたものでございます。

第4条は、職員の配置を定めたものでございます。

第5条は、入園資格を定めたものでございます。

第6条は、入園手続を定めたものでございます。

第7条は、退園事由を定めたものでございます。

第8条は、休園日を定めたものでございます。

第9条は、開園時間を定めたものでございます。

第10条は、認定こども園において実施する子育て支援事業について定めたものでございます。

第11条は、認定こども園の運営、管理、その他必要な事項に関し、規則への委任を定めたものでございます。

次に附則でございますが、附則第1項は施行期日を規則で定めることとしております。

附則第2項は、認定こども園の入園にかかる申し込みの手続等に支障を来さないよう、施行日前に行うことができることを定めたものでございます。

附則第3項は、現在、湊幼稚園及び石巻地区保育所に在籍する子どもが、引き続き湊こども園への入園を希望する場合の経過措置について定めたものでございます。

附則第4項は、石巻市立学校設置条例の一部を改正し、湊こども園の開設に伴い廃止となる湊幼稚園の規定を削除するものでございます。

附則第5項は、石巻市総合福祉会館条例の一部を改正し、みなと荘の位置と湊こども園の位置を同じく改めるものでございます。

附則第6項は、石巻市保育所条例の一部を改正し、湊こども園の開設に伴い廃止となる湊保育所及び石巻地区保育所の項を同条例の別表第1から削除するものでございます。

附則第7項は、石巻市放課後児童クラブ条例の一部を改正し、湊地区放課後児童クラブの位

置を湊こども園の位置と同じく改めるものでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） それでは、なければ次に行きます。

次に報告第8号 専決処分の報告についてのうち、専決第14号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例について、報告を受けたいと思います。これも教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、報告第8号 専決処分の報告についてのうち、専決第14号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成26年石巻市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月28日付で異議のない旨、専決処分を行いましたので報告するものでございます。なお、本条例については、9月25日付で石巻市議会第3回定例会において可決しております。

石巻市立高等学校の入学者選抜等につきましては、東日本大震災により被害を受けた方について、平成26年度まで入学金、入学者選抜手数料を免除しておりましたが、引き続き、被災した生徒の就学の機会を確保するため、平成27年度分の入学者にかかる入学金、入学者選抜手数料につきましても免除できるように条例を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、表紙番号1の11ページ、あわせて表紙番号3の条例等新旧対照表の4ページをごらん願います。

附則第4項中、平成25年度を平成26年度に改め、平成26年度分を平成27年度分に改めるものでございます。なお、入学者選抜手数料等の免除の取り扱いにつきましては、県内高等学校において統一を図る必要があることから、公立高等学校を設置している宮城県及び仙台市と同じ扱いとしております。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ございましたらお願いします。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） なければ次に進みます。

報告第8号 専決処分の報告についての専決第15号 平成26年度石巻市一般会計補正予算（第7号）教育委員会の事務に係る部分について、報告を受けたいと思います。教育総務課長から報告をお願いします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、報告第8号 専決処分の報告についてのうち、専決第15号 平成26年度石巻市一般会計補正予算（第7号）教育委員会の事務に係る部分について、ご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成26年石巻市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月28日付で異議のない旨、専決処分を行いましたので、報告するものでございます。なお、本補正予算につきましては、9月25日付で石巻市議会第3回定例会において可決しております。

それでは、別冊1の1ページから3ページをごらん願います。

歳入歳出予算の補正前の額に13億7,339万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ125億4,261万6,000円とするものでございます。

まず歳出からご説明申し上げますので、16ページをごらん願います。

1項教育総務費3目教育指導奨励費の1、いじめ・生徒指導問題対策費に241万円を計上しておりますが、これはいじめ防止対策推進法の施行により、重大事案の調査及び再調査を行う組織の設置が義務づけられたため、いじめ・生徒指導問題対策委員会等に係る経費を措置したものでございます。

次に2、特別支援教育事業費に238万2,000円を計上しておりますが、これは宮城県からの委託事業であるインクルーシブ教育システム構築モデル事業の実施校として、石巻市西部地区8校が指定を受けたため、事業に要する経費を措置したものでございます。

次に、6目奨学資金基金費のうち、奨学資金基金費に1,210万7,000円を計上しておりますが、これは震災奨学金に対して寄せられた寄附金を奨学資金基金に積み立てるための経費を措置したものでございます。

次に18ページをごらん願います。

2項小学校費4目東日本大震災関係費の1、雄勝地区小学校統合移転新築事業費に650万円を計上しておりますが、これは雄勝地区統合小中学校移転新築事業の基本計画が固まったことから、施設整備のために要する経費のうち、小学校分を措置したものでございます。

次に20ページをごらん願います。

3項中学校費4目東日本大震災関係費の1、雄勝地区中学校統合移転新築事業費に650万円を計上しておりますが、これは雄勝地区統合小中学校移転新築事業に要する経費のうち、中学校分を措置したものでございます。

次に22ページをごらん願います。

7項保健体育費8目東日本大震災関係費の1、学校給食センター建設事業費に7億4,400万円を計上しておりますが、これは（仮称）石巻東学校給食センターの建設工事費のうち、復興交付金事業に係る経費を措置したものでございます。

次に24ページをごらん願います。

11款災害復旧費4項文教施設災害復旧費1目公立学校施設災害復旧費の1、小学校災害復旧費（移転新築事業）に1億3,430万円を計上しておりますが、これは雄勝地区統合小中学校移転新築事業の実施計画が固まったことから、施設整備に要する経費のうち、災害復旧事業に係る経費を措置したものでございます。

次に2、中学校災害復旧費（移転新築事業）に1億3,430万円を計上しておりますが、これは雄勝地区統合小中学校移転新築事業に要する経費のうち、中学校分を措置したものでございます。

次に26ページをごらん願います。

5項その他公共施設・公用施設災害復旧費1目その他公用施設災害復旧費の1、学校給食センター災害復旧費に3億3,090万円を計上しておりますが、これは（仮称）石巻東学校給食センターの建設工事のうち、災害復旧事業にかかる経費を措置したものでございます。

次に、継続費についてご説明申し上げますので、28ページをごらん願います。

1、追加分として、雄勝地区小学校統合移転新築事業及び雄勝地区中学校統合移転新築事業について、平成26年度から平成27年度までの2カ年継続事業とするため、それぞれ継続費を設定したものでございます。

次に30ページをごらん願います。

学校給食センター建設事業及び学校給食センター災害復旧事業について、平成26年度から平成27年度までの2カ年継続事業とするため、それぞれ継続費を設定したものでございます。

次に32ページをごらん願います。

2、変更分として、雄勝地区小学校災害復旧事業及び雄勝地区中学校災害復旧事業について、当初は平成25年度から平成26年度までの2カ年継続事業としておりましたが、事業の進捗状

況により平成27年度までの3カ年事業とする必要が生じたため、それぞれ継続費の変更を設定したものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

5目教育手数料の1、入学者選抜手数料から28万円を減額計上しておりますが、これは来春開校する桜坂高等学校の入学者選抜手数料について、東日本大震災により被災した生徒の就学機会を確保するため昨年度に引き続き免除するものとしたことから、当初見込んでいた金額を減額措置したものでございます。

次に、6ページをごらん願います。

4目災害復旧費国庫負担金の1、学校給食センター災害復旧費負担金に2億2,060万円を、同負担金（過年度分）に904万円、合計2億2,964万円を計上しておりますが、これは歳出でご説明申し上げました学校給食センター災害復旧事業の国庫負担金を措置したものでございます。

次に8ページをごらん願います。

8目災害復旧費国庫補助金の1、小学校災害復旧費補助金に8,953万円、2、中学校災害復旧費補助金に8,953万円、合計1億7,906万円を計上しておりますが、これは歳出でご説明申し上げました雄勝地区統合小中学校の整備にかかる災害復旧費補助金を措置したものでございます。

次に10ページをごらん願います。

5目教育費委託金の1、インクルーシブ教育システム構築モデル事業費委託金に238万2,000円を計上しておりますが、これは歳出でご説明申し上げました特別支援教育事業に要する県からの委託金を措置したものでございます。

次に12ページをごらん願います。

4目教育費寄附金の1、奨学資金費寄附金に1,210万7,000円を計上しておりますが、これは、震災奨学金に対して寄せられた寄附金を措置したものでございます。

次に5目災害復旧費寄附金に929万円を計上しておりますが、これは震災のため寄せられた寄附金を措置したものでございます。

次に14ページをごらん願います。

6目教育債の1、学校給食施設整備事業債に3億4,210万円を計上しておりますが、これは歳出で計上しております学校給食センター建設事業に係る市債を措置したものでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたら、お願いします。ありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） それでは、これで報告事項を終了いたしまして、次に入ります。

---

#### 日程追加について

○委員長（阿部邦英君） ここで委員の皆様にお諮りいたします。

本日の議事日程に職員の人事についてを追加して審議いただきたい旨、事務局から申し出がありましたので、石巻市教育委員会会議規則第11条の規定に基づき、議事日程に追加することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは職員の人事についてを第42号議案として日程に追加します。

---

#### 第42号議案 職員の人事について

○委員長（阿部邦英君） 委員の皆様にあわせてお伺いいたします。

第42号議案につきましては、人事案件ですので、秘密会として審議することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それではご異議ございませんので、第42号議案は秘密会で審議することといたします。

○事務局（石井透公君） 委員及び関係説明員以外の方は退席をお願いいたします。

---

（秘密会開催）

---

#### その他

○委員長（阿部邦英君） それでは、審議事項を終了して、その他に入ります。

初めに、委員方からございますか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） ちょっとお聞きしたいんですが、今、子どもの生活貧困が問題、随分クローズアップされているようなんですが、給食でしか栄養がとれないということで、NH

Kのほうでかなり今調査とか報道がされているようなんですが、私もちょっと意外だったんですが、子どもの給食貧困ということで、ご飯が食べられていないので、給食で栄養を補うということが全国的に行われていて、その支援をしていかなければならないんじゃないかというぐらい生活の困窮世帯が増えているということが新聞等でも報道されているようなんですが、石巻ではこういう学校とか幼稚園、保育所、高校で生活の困窮世帯というのは実際に把握されているのか。まだ何の問題もなく、今のところはそういう世帯がないのか、ちょっとずつあらわれてきているのか、ちょっとお聞きしたいなど。実際上がってきているのかどうか。

○委員長（阿部邦英君） 学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長（今泉良正君） まず生活的に非常に厳しいご家庭に関しては、準要保護等ということで、その制度を活用している現状があります。

本当に生活が苦しくて食事もまともにとという形では、今のところ、それは把握というか、それは余りないのかなと思っておりますが、ただ、ネグレクトとか等で心配される家庭もあります。その家庭については、各学校で、朝食食べてきたかなど、そういう配慮をいろいろとしています。

○委員（今井多貴子君） 成長過程にある子どもたちの食がだんだん侵食されてきている、懸念されるということでしたので、そういうことがあったら、まず第一に調べなければならないことだな、子どもを守っていく上で一番最初に調べなきゃいけないことだなと思ったので、余りないということなので、まずは安心いたしました。

○学校教育課長（今泉良正君） あと、各学校では、例えば身体測定において体重が少ないとかそういう結果の子に関してはある程度把握し、その家庭についていろいろと聞いてみたりなど、そういうアンテナを高くしての情報収集はしているところでございます。

○委員（今井多貴子君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

○委員長（阿部邦英君） では、各課長から何かありましたら、お願いします。教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それではお手元に配付いたしております石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価報告書の整合等についてでございますが、一部、評価報告書に誤りがございましたので、訂正のお願いとあわせて、おわびを申し上げます。

訂正箇所につきましては、評価報告書の8ページ、事業番号4、いじめ・生徒指導問題対策事業の成果の欄の件数及び成果に係る評価の欄でございます。原因につきましては、件数を集計する際、継続指導中の案件を二重に集計したために起きたものでございます。この解消結

果につきましては、調査の結果、解消しておりました。今後、このようなことがないようにチェック機能等の評価を図ってまいります。

なお、市議会議員への配付や市ホームページの掲載につきましては、お手元に配付いたしております修正後の評価報告書を公表することとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） そのほかございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようでしたら、次回の定例会の日程等についてお願いいたします。

○事務局（石井透公君） 次回の定例会の報告の前に私から、10月9日木曜日の教育委員会委員の現地視察に係る日程について、ご連絡申し上げます。

日程表につきましては、既に定例会議案とあわせてお配りしておりますが、改めてご説明をさせていただきます。

まず、時間でございますが、午前8時50分から午後2時30分までを予定しており、視察先には公用車3台で移動いたします。

各委員さんには、8時40分までに教育長室にご参集いただきますよう、お願いいたします。

視察先は、今年度をもって閉校予定となっております飯野川第二小学校、それからスコアボードが電光掲示に改修されました石巻市民球場のほか、災害復旧工事が完了し、今年度から学校が再開されました湊中学校の3箇所となっております。飯野川第二小学校、石巻市民球場、昼食を挟んで湊中学校の順に視察いたします。

参加者は、教育委員さんのほか、事務局職員合わせて13名の予定でございます。

視察先では、学校は校長先生、石巻市民球場では体育振興課長に対応いただく予定となっております。

次に視察内容であります。まず学校につきましては、委員長からの挨拶の後、学校職員の紹介及び教育委員、事務局職員の紹介をそれぞれ行い、引き続き、学校側から概要説明を受け、その後授業参観と施設見学に進みます。終了後、校長室等に戻り、意見交換を行います。意見交換では、委員さん方からそれぞれ施設や授業の様子などに対する意見等をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員さん方からの意見に引き続き、学校側からも意見などをいただき、終了となります。

視察時間は、学校につきましては1時間程度を予定しております。

昼食につきましては、揚子江を予定しております。

次に石巻市民球場につきましては、体育振興課長などからスコアボード改修事業の概要を説明いただき、あわせて施設見学も行います。視察時間は40分程度を予定しております。

14時30分ごろに本庁に戻り、解散となります。

現地視察については以上でございます。

続きまして、次回、10月の定例会につきましては、10月30日木曜日午後1時30分から開催する予定でございます。場所につきましては市役所本庁舎4階庁議室で開催いたします。よろしく願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 2時40分閉会

---

教育委員長 阿 部 邦 英  
署名委員 今 井 多 貴 子